

[事案 16-19] 入院給付金等請求

- ・平成 17 年 1 月 12 日 裁定受理
- ・平成 17 年 7 月 25 日 裁定打ち切り

< 申立人の主張 >

過敏性腸症候群の診断で医師の指示のもと入院治療を受けたにも拘わらず、保険会社は入院の必要性がないと判断し入院給付金を支払わなかった。入院特約の支払に関する説明も受けておらず当然支払われないことがあるとの説明も受けていない。入院日数分の支払を求める。

< 保険会社側の主張 >

過敏性腸症候群で 2 ヶ月間にわたり入院するケースは通常なく、また、入院中の外泊も 30 日を越している。入院とは医師による治療が必要であり自宅等での治療が困難なため病院または診療所に入り常に医師の管理下で治療に専念すること」と約款に定められており、申立人の申立てはやつ間に定める入院に該当しないから支払対象にはならない。

< 裁定の概要 >

申立人から健康上の理由から裁定審査会が依頼した資料提出が遅延する旨の連絡があり、相当期間待つこととしたが、その後 6 ヶ月経過しても音信がなく申立ての審理に必要な事実確認が出来ないため、生命保険相談所規程第 36 条 4 号に基づき裁定を打ち切る旨通知した。なお、資料提出が可能になり改めて申立てがあれば審理を開始することとした。